

計画主体名	高浜町		
計画期間 実施期間	H30～H31 H30～H31	総事業費（交付金）	448,700千円（224,350千円） うち建築 432,970千円（216,485千円） 外構（別途）15,800千円（7,900千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画は、高浜地区の農林水産業振興による施策を通じて同地区の活性化を図るものであることから適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画は、高浜地区の農林水産業振興による施策を通じて同地区の活性化を図るものであることから、高浜町総合計画、高浜町都市計画マスタープラン、高浜町コンパクトシティ構想及び福井県高浜漁港再整備基本計画に合致している。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本計画は、地区の合意に基づき計画している。 （活性化計画の策定にあたっては、地元の方の意見や提案、要望の聞き取りを行っている）
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	「浜の活力再生プラン実行委員会」に女性メンバーが女性の立場から参画協議しており、女性の意見を反映している。
事業の推進体制は確立されているか	○	高浜町及び管理運営主体（6次産業施設運営株式会社（仮称））が綿密に連絡調整を行っており、推進体制は確立されている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域産物の販売量増加を目標に農水産物直売所、レストラン及び施設周辺の整備を行い地域の活性化を図るものであり、整合性が担保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	
計画期間・実施期間は適切か	○	目標達成見込み及び事業量・事業費から判断して計画期間、

		実施期間ともに2年間が適切である。
交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費：（435,000千円×交付額算定交付率 1/2=217,500千円）> 交付要望額：216,485千円で交付限度額の範囲内である。 ※1,493㎡×290千円×1/2=216,485千円で計算 但し、外構工事費（15,800千円）は別途計上

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	—	
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木・建築施工等の検査を行う高浜町の担当課において、設計・施工等における検査体制が確立されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、耐用年数は5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づき費用対効果算定を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率 = 1.23 > 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	実施要領の別表の要件類別 第3.地域間交流拠点施設（農山漁村交流対策型）の要件を満たしている。 事業内容：27 地域連携販売力強化施設

		事業主体：高浜町
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	高浜町への交付であり、指定管理者が管理運営を行うこととなっており、目的外使用のおそれもない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		下記により適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	地域間交流の拠点となる施設については、主要施設の交流状況を踏まえている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	6次産業検討委員会にて、事業計画について十分検討を行っており、その内容は利用計画に具体的に記載されている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	「浜の活力再生プラン実行委員会」に女性メンバーが女性の立場から参画協議しており、女性の意見を反映している。
事業費積算等は適正か		下記により適正である
過大な積算としていないか	○	類似事例より比較検討をし、事業費の算出をしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	目標を達成するための必要最小限の施設整備となっている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	附帯施設（外構工事）は建物の設置上必要なものであり適正である
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	汎用性のあるものは対象としていないため適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	高浜漁港内にあり、市場や加工施設に隣接していることから農林漁業者にとって利便性は高い。 また、高浜町の中心市街地にあり、国道27号から海側にまっすぐでわかりやすい立地となっている。近隣に駐車場が確保されており、地区内外からの利便性は高い。 さらに、海沿いに位置していることなど景観面においても適正な立地条件である。

施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	県有地を利用し整備するため、用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	－	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		下記により範囲内である
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I-1の第2の4の（3）整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	－	
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	○	6次産業施設（農水産物直売所＋レストラン＋附帯施設） 延床面積 1,493㎡
施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）	○	6次産業施設（農水産物直売所＋レストラン＋附帯施設） 延床面積 1,493㎡、㎡当たり単価29万円 但し、外構工事費は別途計上
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		下記により範囲内である
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	当該施設では、地元産農産物や、高浜漁港で水揚げされた水産物を主に取り扱う計画となっている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	農産物、水産物の販路を拡大し農家及び漁業経営者の所得向上を目指すための施設である。また、地元産農産物・水産物を対象とするため、地産地消の促進にも寄与する。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	通年稼働であり、継続的な雇用と所得を生み出す施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	隣接する水産加工施設と連携して、地域農産物・水産物及び農水産加工品を販売する予定である。また、施設の構想段階から女性の意見を取り入れている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分に検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	庁内にて起債計画にて充分検討・調整を行っている
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さな	○	一般競争入札により業者を選定する。

い場合は、その理由は明確か		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	○	高浜町において施設の管理・運営に関する規定を制定し、適正に管理・運営を行う。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	高浜町及び管理運営主体（6次産業施設運営株式会社（仮称））にて資金計画について充分検討・調整を行っている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画は策定済みであり、経営診断により適正であると判断されている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他事業への重複申請なし
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—	

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。